

制定 20180702財資第2号
平成30年7月13日
改正 20190326財資第14号
平成31年4月1日
改正 20210402財資第21号
令和3年4月14日

石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業のうち石油コンビナートの立地基盤整備支援事業に係るもの）業務方法書

（目的）

第1条 この業務方法書は、石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業）交付要綱（20150202財資第1号。以下「要綱」という。）第26条に基づき、石油コンビナートの立地基盤整備支援事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して石油供給構造高度化事業コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が交付する助成金（以下「補助金」という。）の交付の手続き等（以下「補助金交付業務」という。）の方法を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 コンソーシアムは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、要綱及び本業務方法書に基づき、補助金交付業務を行う。

2 コンソーシアムは、補助事業の目的を達成するために、関係機関との緊密な連携の下に、補助金交付業務の適正かつ効率的な運営を期するものとする。

（交付の対象及び補助率等）

第3条 コンソーシアムは、補助事業を行う者（以下「補助事業者という。）」が補助事業を実施するために必要な経費のうち、石油コンビナート内外の複数事業者との間での統合運営に基づく設備の共用、増強及び集約化（設備の廃棄を含む）や製油所における革新的な取組を行うための設備の新設・設置もしくは改造又は移設等に要する経費（以下、「設備投資支援事業

費」という。)もしくは製油所の既存設備を活用し、石油精製プロセス等でのCO₂排出量削減に資する実証事業に要する経費(以下、「技術実証支援事業費」という。)(以下、これらを総して「補助対象経費」という。)の一部について、経済産業大臣からの交付決定額の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する制約事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助金の交付額は、当該会計年度に発生した補助対象経費を合計した額のうち、次の各号を上限とし、経済産業大臣からの交付決定額の範囲内において定めるものとする。

(1) 設備投資支援事業費に当たっては1/2

(2) 技術実証支援事業費に当たっては2/3

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業を行う前までに、様式第1による補助金交付申請書にコンソーシアムが定める書類(以下「添付書類」という。)を添えて、コンソーシアムに提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 コンソーシアムは、前条第1項の規定による申請書等の提出があった場合には、当該申請書等の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認められた時は、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。この場合において、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて、補助金の交付を決定できるものとする。

2 コンソーシアムは、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

3 コンソーシアムは、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 申請者は、前条第1項の規定に基づく補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にコンソーシアムに書面をもつ

て申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第7条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する会計年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の終了後5年間、コンソーシアムの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助事業の実施)

第8条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく通知をコンソーシアムから受けた後、補助事業を開始するものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業を開始した日の属する会計年度の3月15日までに補助事業を完了しなければならない。ただし、第12条の規定に基づくコンソーシアムの指示を受けた場合は、その指示された日までとする。

(計画変更の承認等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による計画変更（等）承認申請書をコンソーシアムに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

- (2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 コンソーシアムは、前項に規定する申請書の内容が適正であると認めるときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

- 3 コンソーシアムは、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第10条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結後速やかに、コンソーシアムに届け出なければならない。

- 3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、コンソーシアムの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 5 コンソーシアムは、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者はコンソーシアムから求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

- 第11条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をコンソーシアムの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 コンソーシアムが第15条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がコンソーシアムに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、コンソーシアムは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がコンソーシアムに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
- （1）コンソーシアムは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - （2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - （3）コンソーシアムは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決

定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、コンソーシアムが行う弁済の効力は、コンソーシアムが支出の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

- 第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書をコンソーシアムに提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、コンソーシアムの要求があったときは速やかに様式第5による状況報告書をコンソーシアムに提出しなければならない。

(実績報告)

- 第14条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日以内に様式第6による実績報告書をコンソーシアムに提出しなければならない。ただし、提出の最終期限は、会計年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の3月15日までとする。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間中に会計年度が終了したときは、翌会計年度の4月10日までに様式第7による年度末実績報告書をコンソーシアムに提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、コンソーシアムは期限について猶予することができる。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第15条 コンソーシアムは、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。
- 2 コンソーシアムは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合、補助事業者は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.9

５パーセントの割合で計算した延滞金をコンソーシアムに納付しなければならない。

- ４ コンソーシアムは、補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、第１項に基づく現地調査等のほか、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

（補助金の支払）

第１６条 補助金は前条第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- ２ 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第８による精算（概算）払請求書をコンソーシアムに提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１７条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第９により速やかにコンソーシアムに報告しなければならない。

- ２ コンソーシアムは、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

- ３ 第１５条第３項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し等）

第１８条 コンソーシアムは、第９条第１項第２号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第５条第１項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）補助事業者が、法令、本業務方法書又は本業務方法書に基づくコンソーシアムの処分若しくは指示に違反した場合

（２）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

（４）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（５）補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- ２ コンソーシアムは、前項各号に掲げる事由に該当すると認められる場合において補助金交付決定の取消し、又は変更をしたときは、補助事業者に通知するものとする。

- ３ コンソーシアムは、第１項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- ４ コンソーシアムは、前項の返還を命ずる場合には、第１項第４号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

5 第3項に基づく補助金の返還については、第15条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第19条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第10による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第14条第1項に定める実績報告書に様式第11による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

4 コンソーシアムは、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があるとき、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部をコンソーシアムに納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第20条 取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、一定期間その処分を行ってはならない。

2 前項の規定による財産の処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日付け通商産業省告示第360号）の別表一を準用する。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第12による財産処分承認申請書をコンソーシアムに提出し、その承認を得なければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(情報管理及び秘密保持)

第21条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第22条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(コンソーシアムによる調査等)

第23条 コンソーシアムは、補助金交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて、補助事業者に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

附 則(平成30年7月13日制定)

この業務方法書は、経済産業大臣の承認を受けた日(平成30年7月13日)から施行する。

附 則(平成31年4月1日改正)

この業務方法書は、経済産業大臣の承認を受けた日(平成31年4月1日)から施行し、平成31年度予算に係る補助事業から適用する。ただし、改正前に交付決定した補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。

附 則(令和3年4月14日制定)

この業務方法書は、経済産業大臣の承認を受けた日(令和3年4月14日)から施行し、令和3年度予算に係る補助事業から適用する。ただし、改正前に交付決定した補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(様式第1)

年 月 日

石油供給構造高度化事業コンソーシアム

代表 殿

申請者 住所
名称
代表者名

令和 年度石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業のうち石油コンビナート立地基盤整備支援事業に係るもの）交付申請書

石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業のうち石油コンビナート立地基盤整備支援事業に係るもの）業務方法書（以下「業務方法書という」。）第4条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び業務方法書の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 管理番号
3. 補助事業の目的及び内容
4. 補助事業の開始及び完了予定日
5. 補助事業に要する経費 円
6. 補助対象経費 円
7. 補助金交付申請額 円
8. 補助対象経費の算出基礎（別紙1 積算内訳）

（注1）申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 申請者の営む主な事業
2. 申請者の資産及び負債に関する事項
3. 申請者の役員等名簿（別紙2）
4. 実施計画書

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(別紙 1)

積算内訳

(単位：円)

積算内訳	金額
合計	

(別紙2)

役員名簿(記載例)

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
ケンジツ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
トウク イロウ	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
カンサイ ハナコ	関西 花子	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業本部長

(注)

役員名簿については、氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角)、性別(半角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記載する。(上記記載例参照)。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

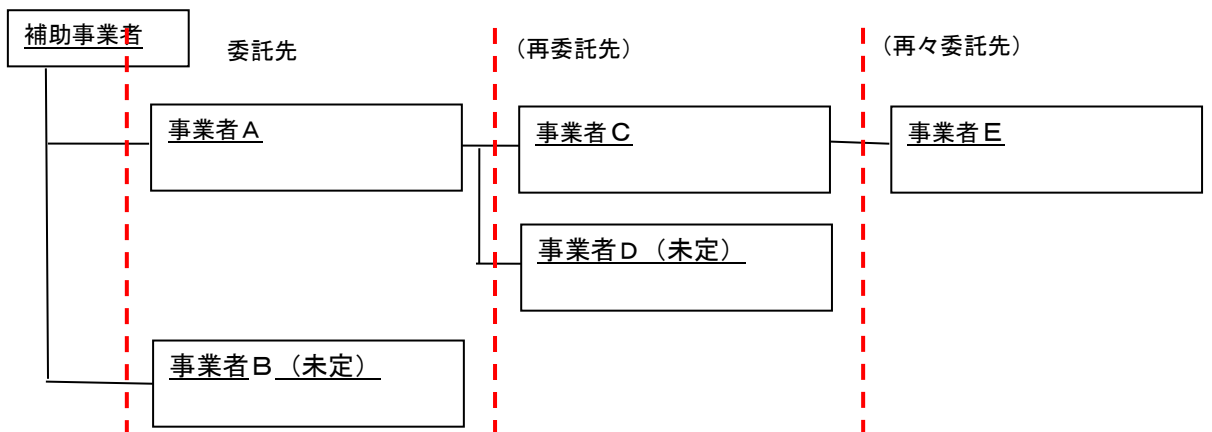
(別紙3)

実施体制図

実施体制（税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額(税込み)	業務の範囲
事業者A (委託先	東京都〇〇区……	※算用数字を使用し、 円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
事業者B未定	外注先	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
事業者C	再委託先(事業者Aの委託先)	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
事業者D未定 (再委託先)	再委託先(事業者Aの委託先)	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
E(再々委託先)	再々委託先(事業者Cの委託先)	上記記載例参照	記入不要※	上記記載例参照

※事業者Eは、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要



【実施体制図に記載すべき事項】

- ・ 補助事業の一部を第三者に委託する場合には、契約先の事業者（税込み100万円以上の取引に限る）の事業者名、補助事業との契約関係、住所、契約金額及び業務の範囲
- ・ 第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も上記同様に記載のこと。（再々委託先については金額の記述は不要。）

(様式第2)

番 号
年 月 日

申請者 住 所
名 称
代表者名 宛て

石油供給構造高度化事業コンソーシアム
代表

令和 年度石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業のうち石油コンビナート立地盤整備支援事業）交付決定通知書

令和 年 月 日付けをもって申請のありました令和 年度石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業のうち石油コンビナート立地盤整備支援事業に係るもの）については、石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業のうち石油コンビナート立地盤整備支援事業に係るもの）業務方法書（以下「業務方法書」という。）第5条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助事業の名称
2. 管理番号
3. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付けで申請のありました令和 年度石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業のうち石油コンビナート立地盤整備支援事業に係るもの）交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。
4. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
5. 補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と補助金の額とのいずれか低い額とします。

6. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び業務方法書の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 業務方法書第18条第1項の規定による交付決定の取消し、第18条第3項の規定による補助金等の返還又は第18条第4項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

7. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、業務方法書の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

8. （補助事業者名）は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、次の措置を講じてください。

- (1) 契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとること。
- (2) 契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならないこと。
ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- (3) コンソーシアムは、補助事業者が（2）本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者はコンソーシアムから求めがあった場合はその求めに応じなければならないこと。
- (4) （1）から（3）までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じること。

(様式第3)

年 月 日

石油供給構造高度化事業コンソーシアム

代表 殿

補助事業者 住所
名称
代表者名

令和 年度石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業のうち石油コンビナート立地基盤整備支援事業に係るもの）計画変更（等）承認申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった上記補助金の補助事業について、石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業のうち石油コンビナート立地基盤整備支援事業に係るもの）業務方法書（以下「業務方法書」という。）第9条第1項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 管理番号
3. 変更の内容
4. 変更を必要とする理由
5. 変更が補助事業に及ぼす影響
6. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額（新旧対比）（別紙）
7. 変更後の補助対象経費の算出基礎

（注）中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(様式第4)

年 月 日

石油供給構造高度化事業コンソーシアム

代表

殿

補助事業者

住所

名称

代表者名

令和 年度石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業のうち石油コンビナート立地盤整備支援事業に係るもの）事故報告書

石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業のうち石油コンビナート立地盤整備支援事業に係るもの）業務方法書第12条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 管理番号
3. 事故の原因及び内容
4. 事故に係る金額 円
5. 事故に対して採った措置
6. 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第5)

年 月 日

石油供給構造高度化事業コンソーシアム

代表 殿

補助事業者 住所
名称
代表者名

令和 年度石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業のうち石油コンビナート立地盤整備支援事業に係るもの）状況報告書

石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業のうち石油コンビナート立地盤整備支援事業に係るもの）業務方法書第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 管理番号
3. 補助事業の遂行状況
4. 補助対象経費の収支概要（別紙）

(別紙)

補助対象経費の収支概要

(単位：円)

補助対象経費		
計画額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)

(様式第6)

年 月 日

石油供給構造高度化事業コンソーシアム

代表 殿

補助事業者 住所
名称
代表者名

令和 年度石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業のうち石油コンビナート立地盤整備支援事業に係るもの）実績報告書

石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業のうち石油コンビナート立地盤整備支援事業に係るもの）業務方法書第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 管理番号
3. 実施した補助事業
 - (1) 補助事業の内容
 - (2) 重点的に実施した事項
 - (3) 補助事業の効果
4. 補助事業の収支決算
 - (1) 収 入

(単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金 補助金充当額	
合 計	

- (2) 支 出
 - (イ) 総括表

(単位：円)

補助事業に 要した経費		補助対象経費		補助金充当額	
計画額	実績額	計画額	実績額	交付決定額	実績額

(ロ) 補助対象経費の実績の内訳

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、業務方法書第19条第3項の規定に基づき、様式第11による取得財産等管理明細表を添付することとする。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(様式第7)

年 月 日

石油供給構造高度化事業コンソーシアム

代表 殿

補助事業者 住所
名称
代表者名

令和 年度石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業のうち石油コンビナート立地盤整備支援事業に係るもの）年度末実績報告書

石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業のうち石油コンビナート立地盤整備支援事業に係るもの）業務方法書第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 管理番号
3. 補助事業の遂行状況
 - (1) 補助事業の内容
 - (2) 重点的に実施した事項
 - (3) 補助事業の効果
4. 補助事業の収支状況
 - (1) 収 入

(単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金 補助金充当額	
合 計	

- (2) 支 出
 - (イ) 総括表

(単位：円)

補助事業に 要した経費		補助対象経費		補助金充当額	
計画額	実績額	計画額	実績額	交付決定額	実績額

(ロ) 補助対象経費の実績の内訳

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、業務方法書第19条第3項の規定に基づき、様式第11による取得財産等管理明細表を添付することとする。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(様式第8)

年 月 日

石油供給構造高度化事業コンソーシアム

代表 殿

補助事業者 住所
名称
代表者名

令和 年度石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業のうち石油コンビナート立地基盤整備支援事業に係るもの）精算（概算）払請求書

石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業のうち石油コンビナート立地基盤整備支援事業に係るもの）業務方法書第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業の名称
2. 管理番号
3. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。）
円
4. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）（別紙）
5. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
6. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注）概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

(別紙)

概算払請求内訳書 (補助事業の名称 :)

(単位 : 円)

補助対象経費の額			補助率	補助金の額		
計画額	実績額 (年月日～ 年月日)	支出見込額 (年月日～ 年月日)		交付決定額	前回までの 受領額	今回請求額

(様式第9)

年 月 日

石油供給構造高度化事業コンソーシアム

代表

殿

補助事業者

住所

名称

代表者名

令和 年度石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業のうち石油コンビナート立地盤整備支援事業に係るもの）消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業のうち石油コンビナート立地盤整備支援事業に係るもの）業務方法書（以下「業務方法書」という。）第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 管理番号
3. 補助金額（業務方法書第15条第1項による額の確定額） 円
4. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
5. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
6. 補助金返還相当額（5. - 4. ） 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第10)

取得財産等管理台帳

補助事業の名称

管理番号

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業のうち石油コンビナート立地基盤整備支援事業に係るもの）業務方法書第20条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第11)

取得財産等管理明細表 (年度)

補助事業の名称

管理番号

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が石油供給構造高度化事業費補助金(石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業のうち石油コンビナート立地基盤整備支援事業に係るもの)業務方法書第20条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア)不動産、(イ)船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ)(ア)(イ)に掲げるものの従物、(エ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ)無形資産、(カ)開発研究用資産、(キ)その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第12)

年 月 日

石油供給構造高度化事業コンソーシアム

代表 殿

補助事業者 住所
名称
代表者名

令和 年度石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業のうち石油コンビナート立地基盤整備支援事業に係るもの）財産処分承認申請書

石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業のうち石油コンビナート立地基盤整備支援事業に係るもの）業務方法書第20条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 管理番号
3. 処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産等管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

4. 処分理由